

平成21年度 東京都税制調査会
第6回小委員会
議事録

日時 平成21年9月29日(火)
場所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成21年度 東京都税制調査会

第6回小委員会

平成21年9月29日(火) 15:00～16:59

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速ですが、これから議事に入ります。

今年度、東京都税制調査会の委員は、任期が3年でございますけれども、初年度に当たります。今年度の審議の成果を踏まえて、中間報告を取りまとめ、11月を目途に公表したいと考えております。

本日は、中間報告の素案を提出しましたので、これにつきまして皆様のご意見を伺いたいと考えております。

なお、この中間報告の後半部分ですけれども、環境税制改革につきましては、次回の小委員会で、分科会からの報告と合わせて審議をいただきたいと考えております。

では、その部分を除いたところを、まず、事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。まず一番右側の資料でございますけれども、こちらは先生方から頂戴したご意見を取りまとめたものでございます。先生方、お忙しい中にもかかわらず、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。頂戴したご意見につきましては、中間報告の案文を作成するに当たり、参考にさせていただいてございます。

それでは、早速ですけれども、中間報告の素案について説明をさせていただきます。本日の説明は、概要と本文がございますけれども、本文の方でさせていただきたいと存じます。概要につきましては、後ほどご覧ください。

まず、目次をお開きいただければと存じます。報告の素案ですけれども、4章構成になっておりまして、

では「税制改革の視点」として、基本的視点を3点挙げております。では、で述べた基本的視点に立ちまして、「税制改革の方向性」について、改革において課題になる事項を中心に述べております。では税制そのものではありませんが、地方税制を考える上で検討する必要がある「地方財政調整制度」について、では、「環境税制改革」について述べております。

それでは、3ページをお開きください。「税制改革の視点」でございます。ここでは、税制改革を進めるに当たって、基本的な視点として「分権の推進」、「公共サービスに必要な財源の確保」、「時代に対応した公平の実現」の3点を挙げております。「1 分権の推進」では、分権が求められる理由として、社会経済構造が変化する中で対人サービスが求められておりますが、そうしたサービスは地方自治体が主体となり、地域の実情に応じて提供すべきであること、また、地方におきましては、国からの移転財源による部分が大きく、コスト意識が働かないなどの状況に鑑み、公共部門のガバナンスの回復のためにも分権が必要であること等を述べております。

5ページになりますけれども、「2 公共サービスに必要な財源の確保」では、我が国の厳しい財政状況、国民負担率や一般政府支出が低い水準にあることを述べた上で、6ページになりますけれども、むしろ多少負担が上昇しても、セーフティネット等、環境整備をすることが社会経済の活力を高めることにつながると考えられるとし、無駄遣いの見直しは不可欠であるが、国民の負担増についても早急に検討を進め、その理解を得る必要があるとしております。

「3 時代に対応した公平の実現」では、「(1) 少子・高齢社会に対応した税制」として、働く世代に過度の負担がかからないようにすべきとし、「(2) 所得格差の拡大に対応した税制」では、所得再配機能の強化について述べ、「(3) 社会経済の活力を高める税制」では、我が国経済の国際競争力を高めるためには、企業負担を軽減するのではなく、企業の生産活動に不可欠な公共サービスの充実を図り、魅力豊かな都市づくりをすることが必要とし、「(4) 環境を重視した税制」では、環境重視の社会をつくるため、公平の観点から環境負荷に応じた負担を求めること等が必要としております。

11ページをご覧ください。では、「税制改革の方向性」について、改革において課題になる事項を中心に、国税である消費税、法人税及び所得税の問題も含めて述べております。

「1 基本的考え方」では、我が国は地方自治体の役割が大きく、また、今後、自治体が行うべき対人社会サービスが増加する中で、その役割を十分に果たすためには、役割に見合った権限と自主財源が必要であり、地方税の充実が不可欠とし、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うべきとしております。加えて、昼間の人口移動が激しいという我が国の特徴から、地方税においても生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税することが望ましいとし、さらに、「応益性」「安定性」、また、全体としてある程度の「伸張性」も重要であるとしております。

2の「地方消費税・消費税」の「(1) 基本的考え方」では、地方消費税は地域間の偏在が小さく、安定的で、世代間の負担の公平を確保できる税であり、安定的な自主財源として充実が不可欠としております。

(2)の「税率のあり方」では、国・地方を通じた安定的な財源の確保が不可欠であり、地方消費税・消費税率の引上げにつきまして、景気好転を前提に時期や引上げ幅を早急に検討し、国民の理解を得る必要があるとし、その際、段階的な引上げも検討すべきとしております。

(3)では、消費税率の引上げの際には、低所得者への配慮が必要であり、軽減税率、給付付き税額控除、歳出面等の政策など、幅広く検討すべきとしております。

(4)では、清算基準につきまして、近年、統計によるカバー率が低下しており、また、最終消費は住所地で行われていること等から、人口基準のウェイトを上げるべきとの意見もありますが、税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、目的に沿った、よりの確な基準という観点から、十分議論をする必要があるとしております。

(5)では、地方消費税の賦課徴収を国が行っていることにつきまして、納税者の負担や税務執行の効率性等から合理的であるとしております。もちろん、地方自治体が賦課徴収において、より積極的な役割を担うことも検討する必要があるとしております。

17ページ、「3 法人二税・法人税」でございます。(1)では、法人二税は地方の基幹税であるとし、法人は企業活動を行うに当たり、地方自治体から行政サービスを受けており、法人二税はこれらのサービスに必要な財源を賄うため、サービスを受けている法人に課税するものであるとしております。

(2)では、法人の実効税率につきまして、企業の国際競争力の強化等の観点から、諸外国に比べ高い水準にある実効税率を引き下げるとの意見がございますが、a. 法人の公的負担は社会保険料と法人所得課税を合わせた場合、諸外国と比べて高くはないこと、b. 日本の国際競争力の懸念材料は、財政赤字等であり、実効税率は国際競争力の決定的な要素ではないこと、c. 実効税率引下げは必ずしも投資の増加にはつながらないこと、また、d. 我が国は地方自治体の役割が大きいこと等を踏まえ、慎重に検討する必要があるとしております。

(3)では、法人二税について、税収が偏在し、不安定であり、また、実際の負担者と地方自治体との間には必ずしも応益関係がないことから、地方税にふさわしくないとの意見について記述してあります。

aでは、税収の偏在は確かにあるけれども、都の財政需要を踏まえれば、税収の格差だけを捉えて地方税の適否を論じることは適当ではないとし、bでは、税収の不安定性はあるけれども、集積に伴い増大する財政需要に対応するため、ある程度の「伸張性」も必要であり、また、法人事業税につきましては、税収の安定化、偏在是正に効果のある付加価値割など外形標準課税の拡大を図ることが適当であるとし、cでは、法人は企業活動を行うに当たっては地方自治体のサービスを受けており、法人二税は原産地原則に基づき、所得循環の生産局面において課税するものであるとしております。

(4)では、「今後のあり方」といたしまして、我が国経済の国際競争力を高めるために必要なことは、インフラ整備等、公共サービスの充実を図り、魅力ある都市づくりをすることであり、そのためにも法人に引き続き応分の負担を求めることが適当としております。

24ページの「4 個人住民税・所得税」でございます。(2)では、国民の所得格差拡大が問題となっており、消費税・地方消費税の引上げが今後不可避であること等を踏まえ、個人住民税を含め、所得再分配機能を高めていくことが適当であるとしております。では、個人住民税についても、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の判断で累進税率を適用できることが望ましいとしております。では、個人住民税、所得税両方に係るものとして、給与所得控除への上限設定や、金融資産所得課税のあり方も検討課題であるとしております。では、所得税についてになりますが、給付付き税額控除の導入についても積極的に検討すべきであり、その際、特に人口減少社会に突入した我が国においては、少子化対策に主眼を置いた仕組みとすることも考えられるとしております。

28ページ、「5 揮発油税・軽油引取税等」では、一般財源化された揮発油税等につきまして、暫定税率分を引き下げるべきとの意見もありますが、暫定税率の引下げはCO2排出抑制の要請に逆行すること、自動車に係る税負担は諸外国と比べて低いこと、また、国・地方ともに極めて厳しい財政状況であること等を考慮すると、現行の負担水準を維持することが適当としております。

30ページをご覧ください。「地方財政調整制度」でございます。「1 地方財政調整の意義」では、地方自治体が自主的な財政運営をするためには、地方税の充実が必要であり、その際、地方消費税など偏在の小さい税により行うべきとした上で、必要なサービスを行うに十分な歳入を確保できない地方自治体も存在することから、全ての国民にナショナルミニマムを保障するため、財政調整は必要であるとしております。

「2 法人事業税の一部国税化」では、この措置は地方自治体の自主財源である法人事業税を財政調整の手段として用いたものであり、地方税を国税化するなど分権改革に逆行するとし、税制の抜本的改革の早期実施が難しい場合には、改革を待つことなく、法人事業税を復元すべきとしております。

「3 過度の財政調整論」におきましては、既存の地方税の譲与税化等につきまして、aでは、財政状況が厳しい中での財源の奪い合いは負担の付け回しにしかならないとし、bでは、東京の財政需要を無視して財源を奪えば、東京の活力低下を招き、日本の活力の低下をも招くとし、また、cでは地方税について、自治体の課税権を否定し、恣意的にその帰属地を変更することは分権に逆行するものであるとしております。

「4 地方財政調整のあり方」では、地方交付税は税収と財政需要の両面を見て財政調整を行う制度であり、今後も重要な役割を果たす必要があるとしております。地方交付税は国による政策誘導の手段として用いられてきたことや、地方自治体にとって交付額の予見可能性が低いなどの問題がありますが、必要なナショナルミニマムの行政サービスに対する財源を保障するとの視点に立ち、その機能を適切に発揮できるようにすることが重要であり、そのためには裁量的な面を極力排除し、わかりやすい客観的なルールに基づいて配分が行われるようにすることが必要であるとしております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、議論を行いたいと思います。この中間報告（素案）につきまして、ご意見をいただければと思います。どうでしょうか。私も伺っていきまして、この夏休み以来、国の方は政権が交代したわけですし、消費税とか、あるいは、揮発油税の暫定税率等については内閣の方針が変わったようでございます。そういう環境変化もございませけれども、この都税調といたしましては、今までの議論の積み重ねということもございませるので、あえて我々のスタンスで物事を申し上げるということではないかと考えております。全体として、中間報告、どこからでもご意見をいただければと思います。

では、 委員。

【委員】 一般的には格別な意見はないんですが、一つは、個人住民税のところ、均等割の問題について一度議論したことがあると思うんですが、この問題について触れなくていいのかどうかという点が、一つ疑問に思っております。

それからもう一つは、28ページの下から3行目のところに、現行負担水準を維持することは適当であると言いますが、これは自動車税について言っているのか、自動車税に係る租税負担全般に言っているのかははっきりしないのですが、この辺を明確にしておく必要があるのではないかとということがあります。

以上です。

【小委員長】 はい。均等割につきましての議論ということになりますと、今回は触れていないんですね、ここは。均等割のことにつきまして何かご意見ございましたら、お願いします。

【委員】 現行の均等割が、最近の経済情勢から見ますと、少し低過ぎるのではないかという議論があるものですから、その点は現行の税率でいいのか、もう少し引き上げた方がいいのか、その辺を都税調として何か意見を言う必要があるかどうかということ、皆さん方のご意見をお伺いしたいということになります。

【小委員長】 では、 委員、どうぞ。

【委員】 均等割の話なんですけれども、このサマリーにも書いてあるんですが、地方住民税でも所得再分配機能の復活と書いて、もう一方では消費税を入れたときの、一部ペイバックするという話がありますよね。給付付き税額控除も必ずしも定額で払う必要はないと思いますけれども、予算制約を変えて、均等割ってどういうことになるかという、還付すると、還付をもらえる人は均等割、その一部を取られちゃうものですから、ここの議論と合わないんですよ、均等割を増やそうというのは、均等割を増やしちゃうと、所得再分配効果は減りますから。要するに、所得が低い人からも、メンバーの一員なのでメンバーシップ・フィーとして一定金額を払ってくださいという議論があるので。僕はどっちがいいかはよくわからないんですけど、ただ、ロジックの構成上、経済学者で予算制約をぱっぱぱと頭の中で書ける人を見ると、何言っておるんだという話になるので、そこら辺は論理的な整合性が必要になるかなとは思いますが。均等割も非常に重要な議論だと思いますけれども、でも、この所得再分配機能ということをやっているんで、それは僕はどっちかと思うんですよ。地方だから、税制では取るだけ取って、あとはもう、サービスのところで、現物給付で再分配を充実させましょうという議論が、僕的には一番すっきりするんですけども。ただ、ここはこう書かれているので。それが一つです。

所得・住民税の議論に関連して言えば、累進税の適用とあるんですけども、累進税制も超過累進的に限界税率を上げるのか、もしくは負の所得税的に定額の給付をやって、給付額を大きくしたら、バランスをとるために単一の限界税率でやるかという話になるので、そうすると平均税率は累進になるんですよ、

当然。だから、その設計の仕方、比例税にしたんだから、比例税率は幾らでも動かさずから、今度は給付の段階で累進制をコントロールするのもあるかなとは思いますが、税制、地方税制という観点から、何か美しいなという感じが僕はするんですけども、その給付のところをどう個人の状況で変えるかという問題がまた来るとは思いますけども、税制ということではやっぱりユニバーサルなシステムで対応して、地方だから、社会サービスの給付で再分配的な効果を出すというのが僕は正論だとは思いますが、税制だけでは、やっぱり再分配は十分にできませんから。

以上です。

【小委員長】 はい。個人住民税の部分でご意見を今いただいております。均等割を引き上げるということにつきまして、片方で給付付き税額控除のような所得再分配的なことを言って、片方で均等割を引き上げるというのは、どうも矛盾したところがあるのではないかとということで、どう考えたらいいかという問題提起と、それから、累進税率のことにつきましては、これは課税自主権の議論でしたか、累進税率があってもいいのではないかとという問題を、たしか、ここで出したかと思えます。あるいは、ご意見を伺うときに資料の中に書いたかと思えます。そういうことについてでございます。これにつきましても、今ありましたとおり、累進税率をかける団体があってもいいと考えるのか、それともそうではなくて、比例税率にしながら定額給付を行えば、全体として累進性を持たせたのと同じような効果が出てくるという、フラットタックスの議論ですね。

【委員】 累進度は基準が三つあるんですけど、限界と平均とレジデュアルインカム、どれで測るかですね。

【小委員長】 税の中だけでやるのではなくて、給付の方をやれば、特に比例税体系にさわる必要はないのではないかと、そういうご意見かと思えます。

【委員】 もちろん、比例税の限界税率は変えるんですよ。それは自由に、今でも変えられるはずなんです。

【小委員長】 今でも変えられる。

どうでしょう。個人住民税のところにつきまして、今、二つの点でご意見が出ております。まず、この点につきまして、いかがでしょうか。

では、委員、どうぞ。

【委員】 個人住民税に関することということでよろしいわけですね。

【小委員長】 そうです。

【委員】 まず、おまとめいただいて、ありがとうございました。先ほどのお話とちょっと視点がずれるんですけども、今度、政権交代で子ども手当の財源で、所得税の配偶者控除と扶養控除をなくすというようなことをうたっているようなんですけども、どうもあの試算によると、あれは所得税をいじるという計算にはなっているんですけども、セットで個人住民税の方もいじるということが計算に含まれていなくて、今度その議論が出てきたときに、つまり、ああいう控除というものを所得税と個人住民税で一体的に移していくのか、それとも、国税は国税で、地方税は地方税で、控除のあり方というものを切り分けて考えるのかという点が、どうも議論として出てくる可能性があるんですね。だから、その点について、これまでここで議論されていないんですけども、非常にタイムリーなことではあるので、入れておくというのも一つの考え方かなというふうに思いました。私自身は、ああいう景気対策にはどこまでつき合うかという議論はこれまでできてきたとおり、議論があるところだと思うんですけども、ああいった配偶者控除とか扶養控除については、国税と地方税とで切り分けるということはしない方がいいんじゃないかなという立場には立っているんですけども、一応、提案ということですよ。

【小委員長】 ただ今のご発言は、子ども手当の財源をつくるために、配偶者控除、扶養控除を廃止するという議論は確かになされています。これも新政権になってから出ているんですけども、国税で配偶者控除、扶養控除を廃止するといったときに、住民税の方はどうなるんだということですね。たしか、そういう議論をやっていないんですけども、普通に考えますと、国税の方よりも住民税の方が控除の額が少し少ないというのが現実でございます。5万円ほど少ない形でやっておりますので、恐らく従来の考え方からすると、国税が控除しないんだったら、当然、地方税も控除しないだろうという話になるのではないかということになる可能性があると思いますね。

【委員】 ただ、民主党のマニフェストの試算では、地方税の分は入っていないんです。

【小委員長】 入っていない。地方税に手をつけないようになっているんですね。

【委員】 つけていないのか、考えなかったのかは、わかりません。

【小委員長】 とにかく考えていないのかもしれませんがね。

【委員】 その分、交付税が減るから。

【委員】 そういうことですね。

【委員】 交付税、入っていないでしょう。

【小委員長】 しかし、そうすると、住民税がすごい増税になりますね。仮に廃止すれば、税収はぐっと増えることにはなりますが、負担の増減の試算に入っていないということであれば、手をつけないということになります。そうしますと、税制としては非常に変な形になりますね。その点は確かに、これは、気づいたからには、やっぱり触れないわけにいかないですね。二つ考え方がございます。国税と地方税で所得控除の考え方を合わせるということになりますと、個人住民税に関しても、扶養控除と配偶者控除を廃止するというのが、一つの考え方ですね。そうすると、税収が増えますね。当たり前ですけど増税になります。そうではなくて、少なくとも個人住民税についてはそういう議論は全くしていないので、直ちにそれを改正する必要はないという考え方ももう一つの考え方です。あるいは、それは国税に対してものを言っているのかどうかわかりませんが、それ自体、子ども手当を配るために配偶者控除や扶養控除に手をつけるのはおかしいという考え方も当然あり得ますね。考え方としては三つあるかと思いますが、その意見をこういうところ出すかどうかということですね。

これは皆さんのご意見を伺いたいところなんですけれども、この点いかがでしょうか。私も気がついていなかったんですが、これについてご意見がございましたら。考え方として、全く触れないという考え方に立つものと、今言った三つの意見、あるいはそのほかもあるかもしれませんが、そういった意見をここでやはり議論をして出した方がいいのではないかという意見もあるかと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょう。

先生、どうぞ。

【委員】 いいですか。さっき言ったように、ある意味、負の所得税にしてあげれば、地方税を、一部フラットになっているので比例税にはなっているんですけども、給付のところで負の所得税にしてあげれば、国税とは別に、控除を全くしないのも手だと思いますよ。自主的に控除するということは、納税者にとってはお金を返しているわけですから、タックススペースが減った控除の分かける限界税率を課しているわけですから、給付をやっていることと同じことですよ。納税者はもらっていませんから、この辺少し変にはなりますけども。だから、個人の家計に与える影響ということであれば、国の控除に合わせるというと大変でしょうけども、初めから控除しないということにして、今までのフラット化をして、それで、あとは給付で対応するというのも一つの手なんです。そうすると、国のそういった税制の変更につき合う必要もないですし、かつ、地方税体系で非常に単純な形になって、税務上、また給付のところはちょっと

大変なところはあるかもしれませんが、今よりは税務上は楽かもしれません。よく調べないとわかりませんが、税務上どうなるかというのは、僕から見ると、美しい形になるのではないかなと。

【小委員長】 ただ今のご意見は、恐らく、要するに配偶者控除、扶養控除は、個人住民税ではもうやめてしまって、基礎控除だけは残るかもしれませんが...。

【委員】 基礎控除もやめましょう。ただ、給付はちゃんと戻しますから。

【小委員長】 いわゆるペイロール・タックスに近くするという話ですか。

【委員】 今より助かる人は出てきますよ。なぜかというと、納税者、税金を払っていない人にもお金だけは戻すから。

【委員】 でも、実質増収なのが、明らかに東京都だけです。交付団体は交付税と相殺されますけれども。

【委員】 ただ、地方それぞれで税率を決めるわけでしょう。だから、地方それぞれで給付を決めるわけでしょう。地方分権の時代だから。僕は、実はこの言葉は嫌いですけど。それを前提でこの議論をされているわけで、全国一斉にやりましょうという議論じゃないですよ。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 税制の議論で、給付がどこまでセットで議論できるかというのは、私、よくわからないところがあるんです。けれども、給付の種類には、一つは、現金給付的なものですね、税金の行って来い、あるいはタックス・エクスペンディチャーみたいなもの話がある。それからもう一つは、サービスとしての給付が。どこまで一体として議論していいのかわからないんですけども、子ども手当、単純に考えれば、あれは現金給付ではなくて、一種のサービスであると、パウチャーのようなものであるというふうにすれば、子ども手当のための税制改正による財源捻出は、これは単なる増税ですよ。国税の単なる増税をする、と。国税を増税して、新たなサービスのための財源を捻出するというふうに見るのであれば、普通のこれまでの考え方ですと、国税が増税し、それはそのまま地方税にはね返る。はね返る場合には、地方税の方で別の制度的な減税をする。それでニュートラルにしていくというのが一つある。昔の議論は逆でしたよね。国税を減税する、連動して地方税が減税する、だからはね返って交付税率を引き上げるとか、別の制度改正に及ぶというのが一つのロジックでした。今回は、国税を増税し、地方税は何らかの形で減税するというのは、事のロジックだとは思いますが。だから、そのロジックは、交付税率を下げるという形になる。すると、先生がおっしゃったように、東京都だけの問題になるので、地方税の標準税率を下げるという形で相殺しておくという手がある。少なくともその問題はなるべく深い議論に入らないまま処理するというのも一つあり得るんじゃないかなというふうには思いますけれども。少なくとも交付税で相殺すると非常に問題が起きるとするのは間違いのないのではないかなと。あるいは、地方税だけ控除を残すというのも、非常にややこしい問題が起きるんじゃないかなと思います。ただ、全体として地方税を増税したいという願望がある場合、例えば、標準税率を引き上げたいという議論がある場合には、これは事実上、標準税率を引き上げたことになりまますから、何も言わないで黙っているというのが一番合理的なのかもしれない。ただ、これは後で住民にばれたときに大問題になるということであれば、一応言わざるを得ないんじゃないかなと思います。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 国の方の控除を廃止するということは、2万6,000円の子ども手当の財源を確保するためにそういう税制の改正をしようという意図があるんだろうと思うんですが、それに伴って地方税の税金を上げるということは、その趣旨と異なってきて、子ども手当をもらう人はともかく、そうでない人にとっては過大な増税になると思うんですけど、その辺のところを十分注意しなきゃいけないんじゃないかと

私は思います。

【小委員長】 はい。いろいろとご意見を出されておりました、考え方として、今ご意見があったとおり、国税の控除廃止に合わせて地方税の方も控除を廃止すれば、当然、増収になります。そうなるダブル増税ということになって、子ども手当をもらえる人はいいんですけども、もらえないところはそのまま増税になる。逆に、それを相殺しようとしたときに、控除を残すというやり方と、そうでなくて、標準税率をただ下げてしまうというやり方とあり得るということで、何らかの調整を行わないと、少なくとも国民は何にも気がついていないと思うので、そこで地方税も便乗して増税というのは、ちょっとまずいのではないかとこの考え方はある。そうなった場合に、ここで急に出てきて意見が一致するかどうかわかりませんが、そういう問題があるということは提起した上で、そういう問題があるということ指摘するだけでも重要なことであるなと思いますので、今出された意見をもとに、どういうふうに触れられるかということを考えたいと思います。

この問題につきまして、また、何かほかにご意見がありましたら。

【会長】 確認ですけれども、このブラケットは3段階のままでというお考えは、累進税率を適用できるようにするというは、具体的にどういう正当化で考えてきたんでしたっけ。委員のどなたからかこういうようなご意見が出たということですかね。

【委員】 私が言いました。このときは税率が、5%、10%、13%の3段階です。これを廃止するという案が出たときに、都税調で、私はちょっと乱暴ではないかという話はさせていただきました。何も押しなべて10%にする必要はないじゃないかと。なぜ13%の人を10%にしなきゃいけないかということは、担税力から見ても、税収から見ても残念なことだと。たまたまそのときに例として、東京の渋谷区長がとんでもないことをやった結果、渋谷区は多額の税収減になってしまったので早く元へ戻してくれと。こういう意見も直接お聞きしましたので、これはもう一回考える必要があるのではないかと。これは単に渋谷区だけじゃなくて、港区でもそうでしょうし、新宿区でもそうでしょうし、そういうことについては、もう一回我々は議論すべきじゃないかという趣旨の発言をさせていただきました。私は、25ページに書いてある内容の意図するところはよくわかりますので、この議論には賛成ですね。ということは、所得再分配機能の強化が求められている状況を踏まえると、地方自治体の裁量権が拡大して、独自の判断で何らかの措置が講じられるように、特に東京の今の状況を考えると、そういうことは可能ではないだろうかという発想というのは、私は25ページに書いておられるとおりで肯定します。という意味です。

【会長】 わかりました。

【小委員長】 個人住民税につきまして、いろいろとご意見が出されておりますけど、これはいかがでしょうか。

では、 委員。

【委員】 税率と課税ベースを地方でやるかやらないかという話は、当然、ここで余り議論はしていないと思うので、これからの問題になると思うんですけども、そもそも所得の捕捉をどこがするのかという話があって、この報告書はうまくぼかされていて、住民税でやりそうで、所得税でもやりそうな形になっているという印象があって、所得の額がわからないと、当然、還付可能な税額控除を行うにしても、できないので定額でやるとか、そういうのが今般行われた部分だと思うんですね。そうすると、国と一緒にやろうというようなスタンスでこの報告書を臨むのか、いや、そうではなくて、東京都として何かやる、これはコストがかなりかかるでしょうから大変だとは思いますが、どんなスタンスで所得の捕捉に臨むのかというのが、ぼかしたのかもしれませんが、何かちょっと気になるところかなというふうに思います。

【小委員長】 所得捕捉につきまして、確かに給付つき税額控除の問題であるとか、あるいは今回の子ども手当もそうですね、ある大臣が所得制限をつけると言ってみたりですね。その議論は、実は定額給付金のときに既にやっていた議論なわけですけれども、もともと、所得を捕捉していないのに所得制限つけて意味がないだろうという問題がございまして、結局は所得制限はつけなかったということになるかなと思います。

そうしますと、所得の捕捉をやる場合に、納税者番号制度でやるとか何とかという議論に入っていきますけれども、これについて東京都が独自でやろうとか何とかということは恐らく無理な話でありまして、基本的なスタンスとしては、所得の捕捉であるとか、課税ベースの整備といいますが、こういったところについて、もちろん独自課税というのがないとは言いませんけれども、しかし、いわゆる基幹税につきまして、東京都が独自に課税ベースをつくってどうこうということではなくて、恐らく、いわゆる基幹税の課税ベースを動かすことにつきましては、これはやはり、全国的な制度の問題だろうと。ただし、税率ですね、先ほど累進税率の問題がございましたけど、実は税率を動かすということについては、いわゆる税率の自主権と申しますか、そういった余地があるのではなからうかと。そういう切り分けで考えているのかと思いますので、所得の捕捉につきまして、これはもちろん地方税ですから、それこそ東京都だけが頑張っても、なかなか捕捉できるものではございませんので、そこはやはり全国的に制度を整備していくことが必要なのではないかと私は考えます。趣旨はそういうことなんですけども、それをもう少しはっきり書いた方がいいかどうか、また後で考えたいと思います。

いかがでしょうか。個人住民税についてはいろいろ出されておりますが。

【会長】 1点だけ。 委員のおっしゃられたことの中に、例えばフラットタックスのような形で、平均税率累進というんでしょうかね、そういうふうな考え方、例えば10%の比例税率にしたということじゃなくて、13%に全部合わせて、税額控除なり、歳出との抱き合わせでの公平の達成というスタンスではなくて、税制だけで公平を達成すべきだというお考えでしょうか。

【委員】 10%の比例税率だけでなく、例えば13%の、そのような税率を設けることが、それは税制としてはあり得ることだし、今までやってきたわけですね。地方税でも応能負担は考えなきゃいけないことで、担税力のないところから税金は取れませんから。ですから、東京の渋谷区に住んでいる、東京の港区に住んでいる。岩手県に住んでいるわけじゃありません、沖縄に住んでいるわけじゃないわけですから、そこはまさに地方自治としてあり得ていいのではないかと。13%が嫌なら、10%の地方に行くかという話ですけど、東京に住むことはそれだけの便益を受けているわけですよ。ということですね。

【会長】 では、何らかの形で公平、こういう累進税体系というんでしょうかね、そういうようなことであればいいと。必ずしもこうしたブラケットを持ったものに戻すということではなくて、独自の判断で、実質累進税的なものでもいいということでもいいですか。

【委員】 25ページに書いてあるのは、先生がおっしゃったように、そういうことで、まさに地方自治ということを考えれば、そういう判断が税制の中に取り入れられることが望ましいのではないかと主張ですから、私はこの表現でいいんじゃないかと思えます。

【会長】 はい。

【小委員長】 ほか、どうでしょうか。

個人住民税にお話がいろいろ出ています。

では、 委員、どうぞ。

【委員】 さっきも述べたんですけど、歳出面における給付の意味を少し書き分けた方がいいんじゃないかなという気はするんですね。給付付き税額控除で現金を給付するというタイプと、その他歳出面で、

例えば低所得者配慮しましょうとかという議論は、かなり性質が違ような気がしています。現金給付のあるいは負の所得税的なものなら、あるいはタックスエクスペンディチャーくらいまでなら税制の範囲で議論できるんですけど、そこより先の歳出の議論を税制の議論でやるというのは、かなり無理があるんじゃないかなと。どういう歳出になるかによって全然効果が変わってくるので、歳出で面倒を見るから大丈夫ですというのは、ちょっと無責任な議論になってしまう。やはり、現金給付の範囲まではここで議論できるというふうに、ちょっと正確に書き分けた方がいいと思います。

【会長】 タックスエクスペンディチャーの範囲までなら、いい、と。

【委員】 ええ。現金給付でも、本当に負の所得税的な現金給付であればいいんです。ただ、そうすると、定額給付金はどうとか生活保護はどうとか、あるいは年金はどうとかと言い出すと、結構難しい問題があるかと思うんです。が、とにかく書き分けて、余り一般的な歳出がやるから大丈夫だという議論は、いささか行き過ぎなんじゃないかなという心配を持っています。

【小委員長】 はい。ただいまのご意見、確かに今、定額給付金の場合も、年齢によって金額が違っていているというのがございますので、誰でもというわけではないのですが、そういう何らかの要件をつけて配るということになりますと、子ども手当もそうですが、目的がいろいろついてくるので、そうしますと、税制の枠からはみ出してくるのではないかということになるかと思えます。となりますと、税調として税制の枠から余り飛び出すのはいかなるものかということがございますので、そこは確かに気をつけて考えたいと思います。ありがとうございます。

それでは、個人住民税に関していろいろご意見を伺いましたけれども、その他の論点についてでも結構でございますので、いかがでしょうか。

では、委員。

【委員】 でございます。

お聞きしたい点が二つあるんですが、二つとも全体を通しての話なんです、一つは、全体を通して、増税をする、しかもあらゆる税に関して基本的に増税の方向である。何に使いたいのかというと、インフラの整備と再分配だということが、この個別の項目として指摘されていると思います。ただ、再分配は、実は財政中立でもできるわけですから、残されるのは基本的にインフラということになるんだと思うんですね。それは別にそれで、それを皆さんがここで合意できるならば、これが税調のメッセージとして悪くはないと思うんですが、本当に我々は増税にまず合意し、本当は、使い道に関しては別途議論するべきであるという先生のコメントがありましたが、その主たる使い道として挙げられているものは、再分配とインフラ。そのうち増税をしなければできないものはインフラなわけで、この流れに合意できるかどうかを議論することが必要なのではないかという気がします。

その一方で、この報告書の中では、他の地域には基本的に東京都は自分たちの税金を回すことにはかなり抵抗をしているわけで、受益者負担という言葉を追いつつ、再分配は地域内ではしたいということですから、僕にとってはやや論理矛盾もあるんですが、そこは切り分けることも可能だと思いますので、皆さんがどのようにお考えであるのかをお聞きしたいし、税調の方向として決めるべきなのではないかと思えます。これ以外に税調としてできる仕事としては、税収の構造改革みたいなことは当然あり得るんだと思うんですが、そういうところには何ら議論が行かずに、ともかく増税一本やりというのは、いかなるものかというのは、個人的な感想ではあります。ただ、皆さんがどう考えているのかはぜひお聞きしたい。

あと、もう一個は、分配をしていくんだからいいじゃないかと、強いところが勝つのはある程度しょうがないんじゃないかという話もあると思うんですが、その一方で、例えばメジャーリーグではぜいたく税とかとあって、ニューヨークヤンキースみたいにいっぱいお給料を払い過ぎると、自動的にその上前をは

ねられて、それがメジャーリーグベースボールの組織委にお金が戻ってきて、それが各メジャーリーグの地域に分配されるというルールがあるわけですね。つまり、地域間で競争するとか、チーム間で競争するというのは、競争条件を整えた上で用意ドナわけです。なので、東京都はその件に関して、分権の、競争の整備がある程度できたから、ここからは用意ドナなんだということも実はメッセージとして勘案していなければ、ここまでの発言はなかなかできなかつたと思うんですね。その件に関して、まず、委員の皆様及び事務局はどのようにお考えであるのか。

大きく、二つの点についてご議論いただきたいというふうに思います。

【委員】 関連してもいいですか。

【小委員長】 はい。では、まず先にどうぞ。

【委員】 租税負担率から考えると、我が国はそんなに高い方じゃないというのは、ここにも書いてありますね。幾つか例が出ているんですが、自分の実務経験から言っても、税の負担というのは、全体で随分軽くなっているなというのは感じます。

私は、これを読ませていただいて、6ページ、7ページの時代に対応した「公平」の実現というところなんですけど、時代に対応した「公平」の実現というこのタイトルで書き出すとすれば、(2)が先ではないかという感じがするんです。所得格差ということが盛んに言われているし、事実そうだと思います。その格差に対応した税制が必要だというのが、まず論理としては来るのではないだろうか。そこで、ここに書いてあるような、再分配機能を強化して、公平感を高める税制をまず書かれないといけないことで、それから、それを達成しながら、ではどうするかということで、今度は(1)に、消費課税も充実していく必要があるという、こういう書き方になるのが普通というか、私はそういうふうに思っています。大体、納税者といういろいろ話をしてみると、やっぱりその順番で考えていると思います。

それから、私どもの世代では、間接税に対しては非常に消極的な教育を受けておまして、これはシャウブ税制の中ではっきり書いてあることですが、直接税を中心にしないと格差が広がる社会ができてくるので、これは問題だ。間接税を一般的に強化すると、そのことによって、シャウブは「彼らは必ずやよみがえるであろう」という表現をとっているんです。それは何を意味しているかわかりにくいのですが、いずれにしても、そういう考え方も一方ではあるわけですので、私は、やっぱり、(2)を初めに据えて論議をして、それから消費課税ということになるのではないかと。それは今、先生がおっしゃったように、増税の路線であることは間違いのないことになる。その増税の路線というのは、やはりやるべきことを先にやっておかなきゃ理解を得られないだろうということでもあります。それから、今、増税かというのは、確かに必要な時期であって、国も地方も大変な税収不足になっているわけですね、今の仕組みだけでは賄えないぐらいのものでしょうから、増税を頭から否定するわけでは、私はない。その質が問題だというふうに思っています。

【小委員長】 それでは、先ほどの先生の二つの論点のうちの最初の方ですね、全体として増税基調で書かれているということで、それ自体の妥当性を議論すべきじゃないかという、そういう話ですね。ここにつきましてはどうでしょうか。

余計なことを申しますと、これも政権が交代して、政権が交代する前は、昨年末に中期プログラムというものがあって、もう過去のものになってしまった気もするんですが、あれはかなり増税路線だったんですよ。

【委員】 わかります。

【小委員長】 政権が交代した瞬間に、消費税は4年間上げないとか、何かそんな議論がぐっと出てきたので、本当に大丈夫なのかなと心配しているんですけども。

都税調の議論、もちろんそういう全体の財政再建とか何とかについては国に任せておけばいいという見方もあるかと思うのですが、ただ、地方財政について、国もそれなりに、いつ財政再建するか知りませんけれども、何かそれは考えるだろう。地方はそれにただくっついていけばいいのかというと、どうもそれではうまくいかないのです。21世紀に入ってからの七、八年間、そういう流れの中に、地方団体もいろいろと翻弄されてきたところがあります。ここ二、三年はちょっと景気がよかったものですから、一瞬ほっとしたような気がしたんですけど、それがそうでもないということが去年後半から急にわかってきたので、やはりこれは自分で財政基盤の強化といえますか、そういうものを考える必要があるのではないかというメッセージを私は考えています。これも皆さんいろいろ意見があるかと思いますが、ご意見いただければと思います。

では、委員、どうぞ。

【委員】 いいですか。東京都が増税できるロジックがあるかということ、実を言うと、東京都は不交付団体なので、基礎的な歳出はもう既に賄っているわけですよ。そういった状況で、増税、要するに本当は我々は国とのセットで見れば確実に増税が必要なんですけれども、東京都だけの歳出に増税が必要かという議論になっちゃうと、これはまた別問題だと。不交付団体じゃないかと一言言われてしまえば、あれですから。だから、これは、下手すると、黙っておきたいトピックかもしれませんが、区民に対して東京都が独自に増税するという話になるならば、どういうロジックを立てるのかなというのが一つあるかなと思います。

あとは、国全体で考えてどうするかということになると、これも東京都は不交付団体なので、東京都が増税しても、交付税をもらっていないので、国の財政には全く寄与しない。全くとは言わないんでしょうけども、制度上は基本的には寄与しないということなので、国も、どうでもいいやと、多分そういう話になるかと思いますが。だから、そこら辺、今のコメントを聞いて、東京都の財政需要にかんがみて、東京都の地方税としての増税が必要かどうかというのは、よく考える必要があると思います。ただ、もちろん全体としての負担としては、当然、僕は増税は必要だとは思いますが、だれが見てもそうだとは思いますが、これは地方税制を考える上で難しいところかなと思います。

あともう一つ、先ほど公平の話が出たんですけども、公平と言っちゃうと、6ページに公平とありますが、地域間の公平性をどう考えるかという話があるんですね。これはやはり、東京都としては、割と苦しいですね。この論調を見ると、法人税を出したくない、今の財源は少なくとも持っておきたいという話なので。だから、公平性というのは、世代間もありますし、法人間の公平性もありますし、公共サービスの供給単位として見れば、地域間の公平性も当然議論できると思いますので、どこまで踏み込むかなという感じでございます。

【小委員長】 では、委員、どうぞ。

【委員】 確かに先生がおっしゃったように、ここでインフラの話だけ出ているというのは、バランスを欠いているので、とにかく何か財政需要がいっぱいあるというふうには、あれもこれもあるというふうに書くのが一番妥当で、どれを重視するかは、これは政権といいますが、各自治体の政策判断の問題というふうに言わざるを得ないんじゃないかなと思うので、これはインフラを書き過ぎているかなと。さらに言えば、「活力ある」というところで企業だけの活力だけが出ているのも、これもやはりややアンバランスで、これはある特定の政策判断を前提にしているわけです。これも、税制は政策判断にはニュートラルであってほしいと思います。そこはあれもこれもあるというふうに書くのか、一般的に財政需要があるというふうに書かざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

そうすると、先生もおっしゃったように、全体的にどこかで増税せざるを得ないということになる

とすると、この報告書全体の書き方は、東京都がお金が足りないから、とにかく東京都として需要があるから何か賄いたいというトーンではなくて、全体の枠の中で、新たな公平を目指した上で、東京都のあるべき財源調達を賄うという主張なので、その意味では、全体として増税するという方針で書くのが一番妥当なのではないかと。全体として増税したからといって、直ちに東京都の取り分が増えるという保証は全くないというのは、それはそのとおりで、全体の中の公平の判断です。例えば国と地方の配分で、分権だから地方の方に多くよこせとかという議論がどこまで成り立つか、あるいは地方圏との比較の話で、東京も需要があるんだから、あるいは東京の高齢化もこれから大変なんだからとか、インフラ更新は大変なんだからと、いろいろ理屈があって、東京も決して豊かではないということが通るかです。あと別途、地域間の公平の中で議論されることだと思えますけれども、ここで書くべきことは、やはり全体として増税が必要であるということではないかなと。ただし、それが納得できるような環境には全くないと。つまり、歳出面で、およそそれは市民から納得を得ていないということを率直に書くべきではないか。

その理由は二つあり得て、お金がないから貧しい公共サービスをやっているがゆえに、この程度の公共サービスをするんだったら、税金など払いたくないというふうな負の循環なのか、それとも、そもそも行政は無駄が多過ぎて、幾ら金をやったって、どうせろくなものに使わないから金を払いたくないというのか、それはよくわかりませんが、歳出面での信頼を確保しない限り、理解を求めるというのは多分無理だと思います。単に赤字ですから増税してくださいというのは、これは全く通らない話です。つまり無駄なものに使っているから赤字なんだろうと言われたときに反論できないので、いかに役に立つ歳出をやるかと。それは税調の議論ではもう無理ですね。歳出各局がちゃんとやらない限り、これは無理なんですけれども、少なくともお金は必要であると。それを納得してもらえよう歳出面をほかの部局がちゃんとやれというのは、もちろん主税局から言うべきことで、歳出各局がちゃんと信頼を勝ち得ないから、税で取りにくいんだということではないかというふうに思います。基本的には、すべての政策分野に関して財源需要があるから、増税不可避であると。それは全国的な話であると。その中で東京都の取り分が増えるかどうかは、一義的にはわからないけれども、それは歳出面でいろいろ需要があるというふうに主張すると。しかし、それは税制の世界ではもう超えてしまいますので、そこは、今後のほかの局の頑張り次第ということじゃないかなというふうに思います。

そもそもは、もっと言えば、消費税を導入するときの理屈が、高齢化社会に必要なというふうな、プラスの財源が必要だといって導入したはずなのに、その後、所得税、法人税を勝手に減税したのが間違いであります。やはりそもそも最初からプラスアルファの需要が必要だと言っておきながら、一方で減らしていったのがそもそもトラブルのもとなのであって、そういう意味では、まさに平成の時代の問題を解消するということが本則なのではないかなというふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

先ほどの話ではありませんが、歳出の中身までなかなか踏み込めないところがございますので、東京都の財政が個別に苦しいかどうかという問題と、それから、いわゆる地方財政全体が苦しいかどうかという問題、両方ございます。それから、地方と国と両方あわせて、公共部門全体の借金がすごいというのは、これは皆さんご存じのとおりでございます。そう考えたときに、この報告書のトーンは、実は何重にもなっております、全国的なことも書きながら東京都のことも書きながらと、いろいろなものが積み重なって入っているので、全体として増税に触れたというときに、東京が金を取りたいんでしょうということだけではなくて、いや、地方財政全体があるいは公共部門全体がという話も、重なって入っているところがあります。

ただ、確かに増税を全体でやってしまうと、東京だけ取り過ぎじゃないですかという議論が出てくる、

そういう恐れといいますか、可能性が全くないとは言えないわけでございますので、そこは表現の仕方ですね。皆さんのおっしゃられている意味はよくわかりますので、考えたいと思います。その点が1点目です。最初の話ですね。

もう一つ、何でしたか。

【委員】 分権を進めるに当たっての条件整備だとするならば、少し「ヨーイドン」するには、東京都が前にスタートラインを置き過ぎているのではないかと。もう少し、戦う状況になってから、東京都は、本気でやろうぜと言ってもいいけど、これだけ力の差があるのに、本気でやると言われたら、ちょっと、どうなのかなというのを皆さんがどのように考え、また、報告書の中でどのようなトーンでいくのかということ。

【委員】 すみません、いいですか、そうしたら。僕だけしゃべっていてあれですが。

メジャーリーグというのは、競争を見るお客さんがいるから、そういうことをやっているわけであって、別にお客さんがいないので。僕、競争する必要はないと初めから思っているのだからこういう発想になるんですけども。実際、競争って何なのかなという話になりますよね、特に自治体間の。よく自治体間競争とか言いますが、実を言うと、それもよくわからない言葉で。福祉で競争しちゃうと、逆のほうにいつちゃうという話もありますし。だから、それは結局、財源をどれだけ各個人に、基本的には地域じゃなくて個人になりますから、個人にいくサービスになりますので、何で地方のことが必要になってくるかという、現物は地方政府を通じて給付されますから、公共サービスの方へ。だから、地方への財源の配分が必要になるんですけども。

結論としては、競争云々というよりも、財源が日本全国民に馴染まれる公平という形で出てきたんですけども、多分、公平性という概念から、東京に集中している財源を日本国民それぞれの公平性という観点からどうとらえるかという問題に、フレームを直せばいいのかなとは思っています。

よくわからなくて、すみません。ごめんなさい。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 この点、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 恐らく、先生が鋭く追及されたのは、まさに先生がおっしゃるとおり、6ページ以降の3の公平の中に地域間の公平が入ってもいいにもかかわらず、あえて入れないで、財政調整は別のところに仕分けているという趣旨は何なのか、ということです。そうすると、余り地域間の公平は正面から言いたくないのかなというふうな印象を与えるのではないかと。そういうことなのかということですよ、この税調の趣旨として。

先生がおっしゃるように、地域間の公平も公平の一種であって、それはもちろん、最終的には個人に帰着するという意味であって、抽象的な地域間の公平という意味ではないというのは、多分、経済学の方はおっしゃると思うんですけども、そういう意味でここに載せると。

載せれば、当然ながら、じゃあ、東京都であり余っているものを差し出すのも当然ではないかというふうに読まれるということを恐れているんだろうと思うんですが、この報告書の筋から言えば、地域間の公平も公平の中に入れざるを得ないんじゃないかなと。ただ、それが時代に即応した新たな公平なのか、昔からある公平なのかというふうに言われると、地域間の格差は、最近拡大したというべきか、昔から大きかったと言うべきかという判断でちょっと変わってくるのではないかと。昔からあるのであれば、昔からある公平であって、別に新しい公平ではないと。あとはいろいろ理由があるという話で既存の財政調整の中で処理することはできるんじゃないかなと思います。が、いや、そうではなくて、格差社会の中で実は

地域間の公平も、今までの公平原理では処理できないくらい多くなっているのではないかと、ここはむしろ事実認定の問題だと思いますけれども、地域間の格差が今までの格差のロジック、つまり今までの交付税ではもはや対処できないくらい大きくなっているとすれば、まさに拠出を含めた交付税であるとか、譲与税化をせざるを得ないとか、共同税化せざるを得ないという新たな段階に入り得るので、ここら辺は、私、わからないんですが、今までの格差とそれほど変わっていないのか。それとも、やはり、今までの格差、不公平と、新たな段階に入ったと言わざるを得ないのか。高齢化が進んだとか格差社会になったとかというのが地域間にも反映しているとするならば、今までの財政調整のロジックではおさまらないということになると、この6ページのところに入れざるを得ないと。

今までと同じくらいの格差だったら、今までと同じ仕組みで、大都市需要がああだこうだと言ってあれば、一応、それなりに取り分は調整できるということになるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそこら辺は教えていただければと思います。

【小委員長】 はい。公平といいますか地域間格差の質といいますか、それが最近では昔の格差よりも非常に大きくなって、地方交付税の枠では対処できないくらいの格差に変質したと考えるかどうかということです。仮にそうだとした場合に、さっき言った、ここでも触れていますけれども、例の譲与税とか水平的調整とか、そういった問題をどう考えるかということについての考え方を再検討しなきゃいけないんじゃないかという、問題が出てくるかもしれない。もう一つの考え方としては、税制調査会ということで、税制の見直しの中で、そういう問題にどこまで対応できるのかという問題があるのかと思います。企業課税の課税ベースをどうするかとか、そういう問題の対処の仕方、税制の枠の中である程度の対応を考えるという考え方もあるかと思えます。

この報告書のトーンとしては、格差の程度がどうなったかということについては、余り詳しく触れているわけではないのですが、その対処という方向につきましては、水平的調整ではなくて、例えば、税の外形標準課税ですとか、そちらを改善することによって、格差の緩和に寄与できるだろう、あるいは、地方消費税をどうするかということ、そういったところで緩和に寄与できるのではないかと、そういうことに触れているかと思えます。その程度と言っては失礼ですけども、そういう程度で考えているということなんですけれども、どうでしょう、皆さんは、この辺につきましてのご意見ございましたら、どうでしょうか。

ただ、格差と言った場合も、おとし、去年の前半あたりまでに出てきていた数字、まだ決算統計の中に出てきませんので、要するに2007年度というのですか、平成19年度の決算は出ております。平成20年度の決算というのは、全国的にはまだ出ていませんね。それと、昨年度後半からの経済状況はかなり違いますので、愛知県がまた交付団体になったという話ですので、測るのは今の時点ではなかなか難しいという点はあるかと思えます。そういうことも踏まえて、今回のこの経済状況のことまで考えて、この報告書に入れるのかどうかということも、ちょっとこれは考えなければいけないことか、とは思えます。

先生、いかがですか。

【委員】 本当の格差の指標は、毎年毎年の財政とかのそういう指標じゃなくて、本来、個人がどういうことに格差を感じるかということ、社会保障の分野が一番ビビッドなんですよ。だから、交通渋滞があるとか、道路が余り整備されていないというのは、それはイライラするかもしれませんが、実を言うところ取るに足らないこと。だから、指標を見るときは、例えば、そういう指標、社会保障上の介護施設がどうか、利用率がどうか、給付費がどうか、本当はそこで見るべきだと思う。そういうことをやると、もしかしたら、東京都さんはきついという話になるのかもしれませんが、そういう議論をする場合は、資料としてもそういう資料が出てくると。

だから、そういった観点からすると、例えば、戦後とか50年代、60年代の地域間格差と今の格差はどう違うかといったことで、当然、介護保険が入ってから、がらっとよくなっているはずなんです。介護保険はいろいろ言われていますけれども、それ以前は東京都とほかの地方の福祉のレベルは全く違うはずですし、あと、ほかに、僕は今、就学援助の研究をしていますけれども、あの格差も実際にデータをとるとすごいので。そういった、本当に住民が生活する上で指標をとれるのはかなりあるはずですから。この中間報告でどうかというよりも、現状認識として、そこら辺の資料は今後そろえておいた方がいいかなという気がします。

すみません。

【小委員長】 ありがとうございます。

そうしますと、格差の指標につきましては、この一、二カ月でなかなかそれをもらうということはちょっと無理なので、これは中間報告ということですので、そういう課題を次年度に持ち越して、さらに検討を深めるということで、その点は取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、それ以外の点につきまして何かございましたら、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 この報告書は、税調ということで、税制の議論を中心に据えるというのが任務なんですけれども、一方で、国民負担率とか、あるいは企業の社会保険料負担、雇用者負担という社会保険料の話が、ちらちらと入っているんですね。

私は、個人的には、社会保険料の負担の問題とそれにかかわる格差、個人間、世帯間を含めてですけども、その問題はやはり非常に大きな問題になっているんじゃないかなと思うんです。これは報告書の本論に入る必要はないと思うんですけども、社会保険料と税制を総合的に議論する場というのが必要なのではないかなというふうに個人的には思っていますので、何らかの形で社会保険料と合わせて税制を議論するというようなマナーといいますか、作法ができてくれないかなというふうに思っています。

これはいわば新たな公平ともかかわるんですけども、つまり、従来、多くの公租公課が税金である場合には税制だけで公平性を議論することができたんですけども、先生がおっしゃったように、介護保険の導入というのはかなり大きなインパクトを持っていて、事実上、増税ですよ。というか、公租公課負担の拡大ですよ。早い話、消費税を増税できないから別の名目で取ったというふうに理解することもできるわけですけども、それから、健康保険の方の保険料も簡単にとは言いませんが上げがされやすいということですよ。それから、年金は年金保険料か税かという議論があるぐらいで、だんだん、それは融合的に理解される必要があるんじゃないかと。そういう意味で、金額ベースで見ると、これだけ社会保険の比重が大きくなってくると、一般会計といいますか租税だけ見ていたら、ほとんど国民の負担の実感と合わないんじゃないかと。実際問題、保険料を払えないって、かなり現実にはあって、幾ら税制の方で格差社会に対応することを頑張っても、介護保険とか国民健康保険の方でウン万とかという単位でガバガバと取られていては、これはとても払い切れないということになっています。言わば社会保険がこれだけ拡大した時代の新しい公平という意味で、社会保険料と税制をあわせて議論するということをしてほしいな。これは、国では非常に困難なので、ぜひ、自治体でこそ、そういう問題を挙げるべきではないか。これは総務省も全然やる気がないですよ。地方財政計画というのは、基本的には保険料と別世界であると。法定繰出分をいかに減らすということしか考えられませんから。そうすると、総務省にも期待できない。ましてや、厚生労働省は自分たちの財源だと思っていますから、黙っていると。財務省は、自分たちが取れないから、かわりに取ってくれるんだから黙っている。ということで、結局のしわ寄せは低所得者層あるいは高齢者世帯に及んでいる。しかも、2号被保険者などは、一体何で取られているのかよくわか

らないということもあるわけです。そういう意味では、ぜひ、介護保険を導入した、要は、社会保険に大きく依存せざるを得ない時代における公平性という議論をどこですのかという問題提起をお願いできればなど。

この報告書は、実際、国民負担とか社会保険料負担ということを行っているわけですよね。企業に対するお金を求めるときにはそういう理屈を出しているんだけど、ほかの個人や世帯レベルの公平性を考えるときにはそれは黙っているというのは、やや一貫性を欠くのではないかなと思いますので、ちょっと問題提起をさせていただければというふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

社会保険料につきましては、法人課税の話のとき、たしか、委員もご報告の中で事業主負担の話をされたかと思いますが、確かに日本という国は社会保険料依存型の国民負担という形になっておりまして、その点で非常に目立つところがございます。確かに、税という名前じゃ取れないから保険料という名前です。そういう色彩が非常に強いというのは、私も実は感じています。確かに国の方は、今ご意見がありましたとおり、どちらかという、縦割りが非常に強くて、全体としての負担という議論は余りできない状況があって、恐らくこの税調に関しても、地方税というところの議論にとどまっているところはございます。

東京都自身が取っている社会保険料というのは何かありましたか。国保は違いますよね。なかなか、自分のところでないですね。都自身がないということなので、ただ、国民から見ると、非常に大きなご負担であるということがございますので、全体としての負担を考えるという視点から見ますと、確かにそれは、何か、モデルといいますか、統計といいますか、そういうものをつくって、その中で、全体としての国民の負担を考えて、その上でないと、さっきの公平の議論もできないだろうということになります。そういう、研究を行っていくことも意義が大きいと思いますので、これから取り組むということで考えてみたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか、何か、どうぞ、委員。

【委員】 違うトピックでいいですか。さっき、先生から徴税の話が出てございますけども、これを今回入れるかどうかは別にして、所得捕捉を、要するに脱税をどうするかという話があると思うんですけども。そこをもう少し議論してもいいのかなというふうな気がします。国に任せるといっても、当然、都にも地方にも徴税部門はあるでしょうから。これは健康保険料との関連もあるんですけども、保険料徴収との関連も。歳入庁みたいなものが国で出たときに、できるかどうかは別にして、例えばそういう構想もあるはずですから、そういったときに、そういった場合に地方をどうするかということですね。僕は、本来だったら、課税ベースが同じだったら、国も財政難で人をふやせないし、だったら地方も一緒につくっちゃって、本当に優秀な人たちで徴税してもらって、税収を上げていただくというのが理想的。いわゆる国と地方の機関にしてもらってもいいんですけども、実質的にお金をちゃんと、ルールに従って取ればですね。ということになると、多分、国と地方のタックスベースをどうするかとか、国と地方の税に関する情報のやりとりをどうするかとか、本来はそこまで踏み込んだ、今回は別にして、最終的にはですよ、何か一言あってもいいのかなという気はしています。

実際、これは税の情報の話になりますので、給付するときも所得情報に合わせて給付することになりますから、いわゆる情報システムの話になっちゃうんですよね、税のは。だから、そこら辺の議論も、国の方でも進めているはずなので、何かできるかなという気はします。

【小委員長】 ありがとうございます。

皆さんに、アンケートをとったときに徴税事務についてもご意見をいただいて、今日配られた資料にも

ご回答をいただいている委員の方がたくさんいらっしゃいます。

今回、この場で議論をやっていないものですから、中間報告の案には載せてはいないのですけれども、確かに徴税につきましても、いろいろ議論はございます。国と都の関係、都といわゆる市区町村の関係、それぞれ実際にもう協力しているところもかなりあるわけでございます。

そういうことを含めて考える場があってもいいのかなと思いますので、徴税に関してということも考えたいと思います。

先ほど、例えば給付付き税額控除であるとか、あるいは定額給付金であるとか子ども手当であるとかという問題が出てきましたけれども、現実の問題として、例えば、児童手当というのは昔から配られているわけですが、児童手当は、あれも所得制限は、住民税の資料でやっていますね、たしか。住民税の資料で全部判断しているので、所得が捕捉されていないければ、実際には高所得者だっただけの人はいらっしゃるわけですし、いわゆるサラリーマンだけをやっている人の場合には、一番捕捉率が高いために、そういうごまかしができないということになっています。

ですから、所得捕捉の問題は、いわゆる社会保障の給付には非常に大きく関係しています。納税者番号だけじゃありません。そういう税務調査も含めて、いろいろと再分配あるいは公平の問題によりかかわっている面がございますので、そういうことも今後の検討課題として取り上げたいと思います。

では、委員。

【委員】 誤解が生じないように申し上げておきたいと思いますが、国税局に入った徴税資料、そこで課税された情報は地方に必ず回りますから、その関係は相当しっかりしているというふうにご理解いただければと思います。

ただ、地方で捕捉した資料がどれだけ国税に回っているか、それはわかりませんが、行政相互に連絡をとるということになっていますから、そこは原則としては、共通して課税資料は利用するという事です。

ただ、情報の量が全く違いますからね、国税と地方では。ですから、その量の違いというのはやむを得ないことであって、例えば、消費税の課税なんかについては、圧倒的に地方は情報が不足ですから、それはできないでしょう。だから、今のような仕組みはやむを得ないでしょうということになるかと思っています。

問題は、さっき議論されていた、社会保険料と国税との関係は全く断たれていますから、そこが問題ですね。当然に社会保険料を負担すべきであっても、税務署は別に社会保険料を徴収するわけじゃありませんから、国税の資料は出てこないということです。したがって、そういう問題については、地方と国との関係よりも、もっと深刻な大きな問題があるのではないかというふうに、実務的には思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

徴税についても、税と社会保険と両方の面、そうしますと、この話はより大きくなっていくわけでございます。これは非常に興味深いテーマでございますので、どこまでいけるのかわかりませんが、考えてみたいと思います。

いかがでしょうか、よろしいですか。

委員、どうぞ。

【委員】 特になんかあったら、一つ。これは最近の知事会の議論にも関連するんですけども、要するに、国に向かって、消費税を上げてほしいという言い方をしていますよね、知事会も。ここでも書いてありますけど。僕は、あれはいかがなものかと思うんです。なぜかという、住民税でも固定資産税でも、本人たちが税率を上げるインスツルメンツを持ちながら、それを全く動かさずに、国に対して消費税を

上げると。どういうことかというと、国が消費税を上げると、自分たちが住んでいるところの住民は負担がふえるわけですから。本来はそうならざるを得ないと思うんですけども、何か建て前として、地方の政治家なり首長なりが、自分のところの増税の権限を持っているのを行使せずに、自分たちの政治リスクを逃れて、国の政治家に増税してくださいというのは、これもまた違う。嫌いな言葉をあえて使いますけれども、地方分権の時代には相当変じゃないかと思います。だから、そういったニュアンスはできるだけここではとらない方がいいかなと思います。

【小委員長】 地方消費税についてのご意見かと思います。地方消費税につきましては、ご存知のとおり、地方税法という法律で、一律課税となっています。あれだと税率意識がないものですから、形としては国の法律を改正してくださいと、地方税法を早く改正してくださいという、そういう要求になっているのかと思います。

別に、私は知事会の肩を持つわけではありませんけど、それでも前はそれは言わなかったわけですから。国が言い出す前に知事会が言い出したということ自体は、多少、この数年、態度が変わったのかなとは思っております。ただ、議会だけでできる増税として、例えば、どこかの超過課税をやれとか、あるいは、個人住民税の所得割を超過課税しているのは、今は神奈川県と夕張市だけですからね、たしか。

【委員】 だって、夕張でできるんだったら、東京でもできますよ。

【委員】 あと、宮崎市。

【小委員長】 宮崎市もでしたか。所得割。

【委員】 宮崎市もやりました。今年から。

【小委員長】 ということですので、千八百幾つある中で三つだけということですので、それはそれで、当然大きい課題としてあると思います。

今回の報告書では、東京都が独自にどの税を超過課税にしるという形、特に基幹税を超過課税しるという形にはなっておりません。そういう提起の仕方はここではなされていない、ということは確かでございます。

最近ですと、法人の事業税の超過課税も、前は七つだったんですけど、数年前、宮城県が導入したという例がございます。産業何とか税ということで、インフラ整備が何かわかりませんが、そういうことを名目としてやったという例があります。これは最近の例。それ以外の超過課税につきましては、かなり数十年前に行われたものが、そのままずっと何年かごとに継続するという形でやっているというケースもあります。さらに各団体がそれぞれの判断で増税する、別に増税だけだとは限りませんが判断をするということがだんだん増えてきているのかなとは感じておりますが、ここでは、個別の税について、今、どれを上げるということで、独自にやれという形にはなっていないということは事実でございます。

いかがでしょう。では、委員、どうぞ。

【委員】 別に、私も知事会の肩を持つつもりは全然ないんですけども、先生がおっしゃることは、制度的にはそのとおりなんですけども、現実的に地方消費税を引き上げるという話になったら、各自治体においてそれに賛成するのかわからないのかという瀬踏みを経済的に迫られるわけですし、結局、増税に賛成と言わざるを得ないわけです。というか、増税に反対だというふうに知事会の方が言い出したら、これ、絶対とまってしまうので。結局のところは、政治的リスクは負っているわけですね。これは消費税導入のときもそうでしたよね。結局、売上税導入のときは、地方自治体の政治的リスクは負いきれなかったということで挫折したわけですけど、消費税のときは、政治的リスクを負ったというべきか、国の方から、金を渡すから黙れというふうに言われたというべきかはともかくとして、実態として増税に賛成したわけですね。だから、現実の政治力学において政治的リスクを負っていないということではないんじゃない

かなというふうに思います。

ここはだから、先生の話で言えば、国、自治体ともに大いに議論して、国民に広く説明する責任を共同で負うというふうなことになるを得ませんし、また、もう一つ、知事会の制度提言は、地方消費税の引き上げだけではなくて、要は、例えば国と地方の協議の場の制度化みたいな、あるいは地方行財政会議の法制化と連動しているわけで、あそこで会議体を設ければ、共同責任に限りなく近くなるわけですね。早い話、国から言えば、増税の負担をおまえらも負えという場になり得るわけで、あれはある意味で危ない場でもあるわけですね。今までは単に反対だと言っていれば済んでいたのが、共同決定、共同責任だと言われたら、増税するからおまえらものめという場になる可能性も非常に高い。あそこで賛成したら、おまえら賛成したんでしょというふうに言われ得るので、一応それとセットで言えば、国政参加とセットなので、国政においてある制度を要求するということは、むしろ、何ら問題ではない。少なくとも政治的なリスクを負っているわけで、他人にだけ負担を負わせて自分は何もしないという趣旨ではないというふうに理解することもできるかなと思います。

【委員】 はい。ただ、もう一つ言えば、知事会の皆さんで話し合っ、都道府県の比例税率を3%上げましょうと決めてもいいわけですね。国に頼むまでもなく。そういうことです。これ、知事に申し上げなくても、どうでもいいんですけど。

【小委員長】 確かに、比例税率を団体で3%ずつ上げても、標準税率を上げるわけではないので、交付税には関係ないとは言えます。

【委員】 でも、逆に言うと、それで財政調整効果が変わってきますから、そう単純には言えないわけですね。3%上げるということは、富裕団体に有利にされていますから、果たしてそれがいいのか……。

【委員】 超過課税は全部丸々なので、どこにもいっちゃいます。交付税と相殺されません。

【委員】 されないので、富裕団体の得になるわけですね。

【委員】 それもそうですね。

【委員】 なるので、だから、標準税率を3%上げるといふのと、各自治体で自主的に3%上げているのでは効果が違ってきます。

【委員】 配分が違ってきます。

【委員】 だから、それはそう簡単にはいかない。できるのにやらないという話ではないですね。

【小委員長】 ご意見、いかがでしょう、ほか。

委員、どうぞ。

【委員】 こちら、税制調査会ということもあるので、ちょっと財政調整制度のところの記述に関してどこまで述べていいものかと思って、ちょっと躊躇していたんですけども、ちょっと気になった点があります。

34ページ、35ページのところで、最後に財政調整のあり方という話が出てくるんですけども、この財政調整制度の前半のところでは、いわゆる地域間の調整の話だけではなくて、三位一体改革での総額の削減の話というようなことにも触れられているんですけども、最後のところは、これ、財源保障の議論というよりは、どちらかというと、地域間の公平、調整の話に特化していて、結論が、わかりやすい客観的なルールで配分が行われるようにすることが必要だというふうになっているんですね。わかりやすく客観的にシンプルにすればするほど、地域の事情に配慮したきめ細かい保障ができなくなってくるということが、財政調整制度の、非常に、ある意味矛盾した点でもあると思うんですけども、ちょっとこの書きぶりは、そういった点で若干気になりました。

その前のポチのところでも、バブル崩壊後の国の政策誘導の手段として用いられたというところを問題

にしているわけですが、これは、財源保障の中身の問題ということで、財源保障自体はやはり必要な水準、適切に保障されていくということが非常に重要だと思っておりますので、そういった観点から、財政調整のあり方ということについて、きちんと記載をしておく必要があるだろうと。その上で、東京都の立場を仮に主張していくとすれば、先ほどの、医療だとか介護というようなところも含めて、これから高齢者の絶対数が増えてくるとすれば、そういったところの財政需要も伸びていくのではないかと、それこそ、先ほど出たインフラの更新の話とかそういう需要を、先ほど 委員もおっしゃっていましたが、いかにいっぱい書き込めるかというような話になっていくのかなというふうに思いますので、このあたりの書き方をちょっと検討したほうがいいということです。

【小委員長】 ありがとうございます。財政調整について、確かに、35ページの下から2行目、「わかりやすい」という言葉がなかなか、ここはどうも誤解を生みやすい言葉かと、私も今思いましたので、表現をちょっと考えたいと思います。

それから、今お話がございましたとおり、財政需要の話も、確かに、ここはあまり具体的にやっていくのも僭越かなというところが確かにあって、それはだれが考えることか、別な人が考えることではないかと言われてしまうので、どこら辺まで書くことができるのか、これは事務局の方々とも相談をしたいと思っております。

【会長】 もう一点、議論がなかったところで、少し皆さんのお考えを聞かせていただきたいのは、法人二税、法人税のところについて、17ページ以降なんですけども、何かご意見があれば、この法人課税については、委員がご報告くださったと。

【小委員長】 先生と、あと、先生。

【会長】 先生。私は、そのとき失礼してしまったので、どういうご議論が出たのか十分承知していないんですが、ここに書かれている内容あるいは表現等について、各委員が何かお気づきの点やご意見があれば、伺わせていただきたいと思っております。

【小委員長】 はい。

では、法人二税、法人税というんですか、このことにつきましていかがでしょう。

【委員】 議論していいんですか、法人税。

【小委員長】 どうぞ。ちょっとご意見を伺えればと思っております。

もう既に配られている資料の中でいただいたご意見の中にも、応益性の問題でありますとか、いろいろご意見は出ていると思っております。そういうことも、当然ご意見としてはあるかと思っておりますので、改めて、ここでご意見をいただければと思っております。

では、委員、どうぞ。

【委員】 では、我を通すつもりはないんですけども、東京都としては一番苦しいところで、歯切れが悪いことにならざるを得ないと思うんですよ。

僕が言ったことは多分反映されないだろうと初めから思っていたので、いろんな方向を見てこういうのをまとめなきゃいけないでしょうから、それはそれであると思うんですけども、トーン的な感じですよ。だから、要するに国税化は許せないという話なんですけども、国税化して国が全部どこかに持っていったらという話じゃなくて、国税にいったら、日本国民のどれかのサービスなりなんなりに転嫁するわけですから、初めの方で公平といいながら、よく考えると違ってくるんじゃないかという懸念がある。だから、そこまでは、当然、東京都の立場では書けないでしょう。だって、自分の身銭を切ることになりますので。ただ、僕も具体的な提案はできないんですけども、何かもう少しスマートに書けないかなと。非常に書きにくいとは思ってますけども。だって、第三者が見たら、絶対そう思いますもん。どうしても、

手放したくないんだな、と。

だから、何でしょうかね、仕組みとしては、税収が変わらないような、要するに法人税で平均的に得ていたであろう税収が担保されるような、別の、違うような地方税制なりなんなりが、もしくは交付金なりなんなりが、よくわかりませんけども、何というんでしょうかね、東京都は頑張ったなみたいなどころがあると、難しいですけども、いい感じがします。

あとは、税法の議論と経済学の議論とは全く相容れないところがあるので、そこら辺の言葉のバランスというか、同じ応益性という言葉を使っても、僕は税法の人がどういう意味で使っているか理解できないですし、多分経済学者が行ってかなりレクチャーしないと、我々が言いたいことは伝わらないであろうし、そこら辺の問題もありますよね、こういった日本語にしまうと。難しくて。また、実際、普通の人を読んだときにどういうイメージを得るかはまた違うと思うので、難しい問題。何も提案していないんですけども、今日は難しい、難しいと言っています。

ただ、これは別に反映してもらう必要はないんですけども、僕は法人税というのは、東京都がとっているんですけども、その負担は、多分東京以外に住んでいる人にかなり転嫁されているんじゃないかなというのはあるんです。要するに、大企業があって、大企業にかけて、配分したとしても取り切れていないところがあるので、ある意味でかなりしっくりこないところはあるということ、ここで議事録だけには残していただいて、ただ最終的なまとめは、やっぱり東京都さんということを出す。そのあたりはご一任しますけれども、とりあえず、意見だけ述べさせていただきます。

【小委員長】 ありがとうございます。アンケートに対するご回答の中でも、受益と負担のことについて詳しくご議論いただいておりますので、中間報告案の表現方法あるいはご意見のあらわし方について、いろいろ考えたいと思っております。

ただ、受益と負担が一つの場所、団体内にとどまらないということにつきましては、前回の議事録をご覧いただくと、確かに 委員と 委員にご報告をいただいて、それで議論したわけですけども、最後に私が発言したときに、受益と負担それぞれが一つの団体の中にとどまるものではないだろうということはそのとおりですので、それについての発言もまとめてありますし、それがこの中間報告の中に反映されているか反映されていないかということについては、ちょっと評価もいろいろ分かれるところがございますけれども、そういうことも踏まえて、改めて考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【会長】 あと1点、受益と負担の関係についてですが、 委員と 委員が若干、税の、財政において全く受益と負担の一致などは、ご意見の中です、いかがかと。一方で、 委員の方は応益説的な課税と。この辺も、中里さんあたりの議論はむしろ 委員に近くて、地方税原則と言われているもの、そもそも応益原則ということがどこまで言えるのかというようなご意見もおっしゃっているんですね。だから、そうすると、これから受益と負担の最終的な地域帰着というんでしょうかね、そういうふうなものについて議論することがどこまで意味があるのかということも、今すぐではないんですけども、どこかで、最終的な答申をまとめるときには、少し整理しておかないといけません。そのときに、20年度の都税調の答申の中で言われていることと、メンバーが違いますから当然考え方の違いが出てきたときに、それを反映するような形で、この法人二税や法人税のあり方も、もし都の財源として必要不可欠なんだという場合に、どんな条件なりどんな理論枠組みだったらそれが成り立つのか。それからまた、そのことに固執し過ぎると、先ほどの均等割の議論じゃないんですけど、全体としての論理矛盾に陥ってしまう可能性はないのか。そこら辺はやはり、各委員にお知恵を借りたいと思っています。

【小委員長】 今日配っていただいている資料のうち、「第6回小委員会」と表に書いてあるもの、こ

れに皆様から文書でいただいたご意見が、この9ページからですが、委員から始まって、委員、委員、委員、委員と、それぞれ意見を出されておりまして、それぞれ多様な意見が載っているわけでございます。一つ明らかなことは、みんな意見が一致していないということです。そういうところがどう使えるのかということは悩ましいところなんですけれども、さらに考えたいと思います。すみません。

委員、どうぞ。

【委員】 別に、私は素人なので、先生みたいに経済学的に根拠があることを言っているわけじゃないんですけれども。

例えば23ページの議論ですね、負担の帰着先がアプリアリには不明であると。あるいは、分析はできるという先生の話で、いろんなところに負担は帰着しているというのはわかったわけです。これを認めると、それはいろんなところに負担してもらっているんだから、いろんなところに税収を配分したっていいんじゃないのという話にはなるような気がします。確かに、生産局面で課税しちゃいけないということにはならないけども、全部、税収を独占していいということにもならないんじゃないかなと思える。でも、どの程度、税収を得ていいのかという話は直截には出てこないですけれども、企業には課税していい。しかし、東京都で企業活動をやっているんだから恩恵を受けているだろうと、だから全部、東京都で一人占めだという話には、ロジックとしては成り立たないんじゃないかな。ただ、全部、東京以外に差し出しますよと言った覚えはないし、また、それが合理的だとも思えないので。

先生がおっしゃるように、この理屈から言うと、収入高権がすべて東京都に及ぶわけではない、課税高権はあっても収入高権はないという言い方に、恐らくなると思うんですね。だから、課税して、取るのはいいけれども、全部収入がそこに帰着するほどの高権・ホーハイトがあるというわけではないと言わざるを得ないんじゃないかなという気はしますけども。ただ、先生の分析だと、いろんなところに行つてよくわからないとか、外人が負担しているとかいうと、外国に払うのかとか、よくわからない議論があり得るんですが、少なくとも、いろんなところに回してもいいということには、十分言えるんじゃないかな。また、僕はそうすべきだと思いますけど。法人二税に関してはですね。

【小委員長】 ありがとうございます。ここの書き方といいますか、前回の議事録の後半部分を読み返しますと、私も最後に発言しておりますけども、そこに至るまでに、確かに、委員、委員、委員、いろいろな意見が出されておりまして、それをまとめるのはなかなか大変だなと思いつつ、今のところこういう形になっているということでございますので、さらに考えさせていただきたいと思います。

委員、どうぞ。

【委員】 これ、今回の話でなくて今後の話に恐らくなると思うんですけれども、法人二税というのを一くくりで議論するというのが、少ししっかりこないところがあって、今回はとりあえず広く、法人二税という形で議論をされるというのは、一つの議論の仕方だと思うんですけれども、本来的には、分けて考えるのも一つの方法だろうというふうに思っております。もう一つは、法人税割と均等割がある中で、多分、法人税割あるいは所得割のイメージでこれらの議論を大きくされているとは思いますが、残りの均等割の話も視野に入れて、今後は議論した方がいいであろうというのがあります。

それともう一つは、国税の法人税の話とのリンクがあると思うんですけれども、日本の法人税自体の仕組みがほかの国の、ほかの国で法人税の対象になっていないものも法人税の対象になっていたりとか、そういうものも当然ある中で地方税の議論というふうになっている仕組みだと思いますので、その辺は今後の話で、多分詰める話には恐らくなっていくんだろうと思いますけれども、今回の報告書では、受益者負担がどうなのかとか、そちらの議論をしておいた方がいいのかなとも思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。今お話がありましたとおり、法人二税と言ったときに、確かに、何となく法人事業税の話をしているのです。そういうところがございまして、法人住民税の議論は、あることはわかっているんだけど、何となく余り深くやっていないというところは確かにあります。

前期もそういうところがあって、一応それぞれの税は性格が違うじゃないかという議論をやって、それなりに答申に入っているんですけども、改めて、今期それをどうとらえるかという議論が必要かと思う。確かに、二税と言いつつ、ほとんど事業税の話になっているというところはありますので。課税ベースも、例の外形標準課税を事業税の方で導入したというもございまして、また、本来性質が違っていているという議論もございまして、それを分けて考えるということも当然必要でもございまして。そこも、これは多分次回にといいますか次年度に向けて詰めるということが必要じゃないかと思ひますし、今言われたとおり、法人税割と均等割という問題もございまして、そこも当然、法人住民税を語れば、問題になってくるかと思ひます。

いかがでしょうか、ほかに。議論をやればやるほど宿題がふえるという、単年度主義でなくてよかったと言っていいのかどうか、予算と違いますので、ここは。といっても、3年で本当に終わるのかという問題もございまして、ともかく、それでは今日のところはこれでよろしいでしょうか。

では、会長、どうぞ。

【会長】 お願いします。これはこの税調が始まったとき 委員の方からもご指摘があって、議論していると思うのですが、国全体にとって望ましい国・地方税のあり方を論述している部分と、それから、東京都にとって望ましい国と地方税のあり方がある。国はこういうふうにしてほしいというような話もあるだろう。その辺の整理を少し私たちなりにしておいた方がいいのではないか。

それから、あともう一つは、国全体にとって望ましい税のあり方を論述している部分でも、現税法あるいは現税法体系のもとで考えるのか、法改正を考えるものなのかと、ここが違いがあるのではないかと。例えば、その辺は、今度、東京都にとって望ましい税制のあり方あるいは地方税や国のあり方を考えたときも、同じように今の枠組みのもとで考えるのか否か。例えば、委員からの話では、自由に、標準税率の場合に課税自主権がある程度あるんだから云々という話は、今の税法体系のもとででき得る対応と。それに対して、地方消費税の話は地方税法体系の話だから、そこを変えなくちゃいけませんということで、都ではできなくて、要望を出さなくちゃいけないわけですね。だから、その辺の区分けがここには一緒になっているんことが書かれているので、どういうふうな書き順でいったらいいのかということも、中身が同じだとしても、書きようによってすっきりするのかどうか、あるいは、こういう書き方でいいのかということも、委員各位がどうお考えになっているのかということも、少しずつ整理しておいた方がいいのかなと思ひました。

以上です。

【小委員長】 はい。非常に全国制度的な提言というか意見と、それから、いわゆる東京都の利害が特によく強く出る意見と、それらをどういう形で整理するかという観点からも、検討したいと思ひます。

それでは、今日のところはここでよろしいでしょうか。

(了承)

【小委員長】 それでは、今日は大変貴重な意見をありがとうございました。いただいた意見を考えつつ、この中間報告(素案)について、修正ということを考えるんですけども、今年度内といいますか、実際には11月までの間に総会を開いてということと考えておりますので、修正できる部分については修正を行っていきますけれども、全体として、本文になかなか盛り込むことができない事項あるいはご意見

もあるかと思えます。そういったことにつきまして、例えば、本文の意見と、それから、例えばその他の主な意見であるとか、そういう形での何らかの形での整理ができればと思っております。

そういった表現の仕方あるいは案文の構成につきましては、会長それから事務局と私の方で調整をさせていただきまして、事前に配付させていただきたいと思えます。それから、環境税につきましては次回ということで、環境税制については 先生が次回はお出席いただけると思えますので、そのときに改めて議論したいと考えております。

それでは、事務局から、今後の日程につきまして説明をお願いします。

【税制調査担当副参事】 はい。今後の日程についてですけれども、今回は10月13日午後3時からでございます。場所は、同じくこちらの会場になります。

次回も引き続いて、中間報告の案文ということで、先ほども小委員長からお話があったように、環境の分科会の方からの報告とあわせて、環境の部分を中心に報告の案文をご審議いただきたいというふうに考えてございます。

その先なんです、11月に入りますと、これも先ほど触れていただいたんですが、総会ということで、2回ほど予定してございます。こちらの日程は、まだ確定できておりませんので、決まり次第、追ってご連絡させていただきたいというふうに考えてございます。そちらも、出席のほど、よろしく願いをいたします。

どうも、今日はありがとうございました。

【小委員長】 はい。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これで終わらせていただきます。